

緊急事態宣言の解除に伴う市内公共施設の利用再開について（令和3年10月1日～）

更新日：2021年9月29日

8月27日（金曜日）から三重県全域が対象区域となっていた「緊急事態宣言」が、9月30日（木曜日）をもって解除されることに伴い、利用休止をしていた公共施設の利用を10月1日（金曜日）から再開します。

お問い合わせ

志摩市役所 総務部 地域防災室
〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22
電話番号：0599-44-0203
ファクス：0599-44-5252
[お問い合わせはこちら](#)



みなさまのご意見をお聞かせください

このページの内容は分かりやすかったですか

☐ 分かりやすかった ☐ ふつう ☐ 分かりにくかった

このページは見つけやすかったですか

☐ 見つけやすかった ☐ ふつう ☐ 見つけにくかった

送信

その他



観光情報



移住情報